

第2号様式

船橋ひやりハッと防犯ネットワーク協定書

本書は、市と防犯活動に参画する事業者又は団体（以下「防犯ネットワーク加盟団体」という。）によるネットワークの構築及び整備に関し、必要な事項を定めるものとして、船橋市ひやりハッと防犯ネットワークに関する要綱第6条第1項の規定により下記事項の協定を締結するものである。

（目的）

第1条 この協定は、犯罪のないまちづくりを推進するために、市と防犯ネットワーク加盟団体が協力のもと、市民等の安全を見守ることにより、安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（緊密な連携保持）

第2条 市及び防犯ネットワーク加盟団体は、協力を行うに当たり、平素から緊密な連携を保つよう努めるものとする。

（協力の内容）

第3条 防犯ネットワーク加盟団体は、市に協力して次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域における見守り活動
- (2) 子供等の救済・避難所としての活動
- (3) 市民等の防犯意識を高めるための啓発活動

（事業の安全等）

第4条 防犯ネットワーク加盟団体は、前条の協力を行うにあたり事故の無いよう安全に留意し、法令を遵守し、自己の責任において取り組むこととする。

- 2 団体が引き起こした事故及び第三者との紛争については、団体の責任において対処するものとし、市は責を負わないものとする。
- 3 団体は、前条の協力を行っている最中に事故等が発生したときは、直ちに市に報告するものとする。

（協定の変更及び解除）

第5条 本事業実施中にこの協定書の事業内容又は協定事項に変更が生じた場合は、市及び防犯ネットワーク加盟団体の双方で協議し、必要により協定書を変更し再度締結するものとする。

- 2 市は、市の施策の関係その他の事情により当該事業を実施することが困難若しくは不相当と判断したとき、又は防犯ネットワーク加盟団体がこの協定書の内容を履行していないと認められるときは、協定書を解除することができる。

（疑義の解決）

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市及び防犯ネットワーク加盟団体が協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

所在地

団体名

代表者氏名

印

船橋市湊町2丁目10番25号

船橋市

船橋市長

松 戸

徹